



CFIUS の近年の審査の動向と今後の見通し

執筆者： 弁護士 茂木 諭
外国法弁護士(※) フェルナンデス 友徳
(※日本では未登録)

2023年12月

In brief

近年の世界情勢の変化や景気後退への懸念をふまえて、各国において国家安全保障が重要視されています。特に米国をはじめとする多くの先進国では、外国投資家による特定の業種等に対する投資規制及びその取締りが、国家安全保障の観点から年々厳しくなっています。

本ニュースレターでは、まず対米外国投資委員会(以下、「CFIUS」)の権限と届出の種類についてごく簡単に概説した後、2023年7月31日にCFIUSより発行された2022年度議会年次報告書のうち日本に関連する内容に焦点をあてて分析します。次に、2023年9月14日に開催されたCFIUSの年次カンファレンスでCFIUSの投資安全保障担当者による主な発言内容を取り上げます。

In detail

1. CFIUS の概要

CFIUSは、米財務省が議長を務める米国政府の省庁間機関であり、1950年国防生産法(The Defense Production Act of 1950。その後の改正を含む)第721条により、外国投資を伴う特定の取引を審査(review)し、そのような取引の結果として生じる、米国の国家安全保障に対するリスクを軽減するため処置をとる権限を有しています¹。CFIUSに対する最新の法改正としては2018年外国投資リスク審査近代化法(Foreign Investment Risk Review Modernization Act of 2018(FIRRMA))が成立し、最終的な施行規則は2020年に施行しました。FIRRMAによりCFIUSの審査権限はより一層強化され、またCFIUSが審査をする対象の範囲が拡大されました。

2. CFIUS の審査対象となる取引

CFIUSの審査対象となる取引(covered transaction)は以下が含まれます²。

- (1) 対象支配取引(covered control transactions)
- (2) 対象投資(covered investments)
- (3) 721条の適用もしくはCFIUSの管轄を回避または迂回することを意図する他の取引、譲渡、契約、または取り決め等。

対象支配取引とは、外国人(foreign person)による米国事業(US Business)の支配(control)をもたらす取引を指します³。支配の定義は広く、直接または間接的に、企業に影響を与える重要な事項を判断、指示もしくは決定する権限を含むと定義されています⁴。

¹ 連邦規則集 800.101 条。連邦規則集：<https://www.ecfr.gov/current/title-31/subtitle-B/chapter-VIII/part-800>

² 連邦規則集 800.213 条。

³ 連邦規則集 800.210 条

対象投資は、外国人(除外投資家を除く)による一定の資本関係を有していない⁵TID 米国事業(以下で定義)への投資を指し、その投資によって外国人に、TID 米国事業が保有する重要な非公開技術情報へのアクセス、取締役会への就任もしくは取締役の指名権、または TID 米国事業の実質的な意思決定へ関与するものを意味します⁶。

TID はテクノロジー、インフラ、データ(technology, infrastructure, data) の略であり、TID 米国事業とは、重要技術の生産、製造もしくは開発、対象投資重要インフラの管理、運営、製造もしくは供給、または米国国民の機密個人情報の収集に関連する活動に従事する米国企業を意味します⁷。具体的に、TID 米国事業は以下を含むものになります。

- (i) 重要技術には、防衛品目、商業規制リスト(Commerce Control List)に含まれる品目(化学兵器および生物兵器、核およびミサイル技術、核施設および機器、ならびに新興技術および基盤技術)が含まれます⁸。
- (ii) 重要インフラとは、物理的か仮想上のものであるかを問わず、米国にとって非常に重要であるシステムおよび資産であり、それらのシステムや資産の無力化または破壊が国家安全保障を弱体化させる影響を与えるシステムおよび資産を意味します⁹。
- (iii) 機密個人情報とは、①製品もしくはサービスを米国行政府の機関や軍事部門に向けて提供する、②100 万人以上の個人の識別可能なデータ(財務データ、健康状態に関するデータ、メッセージやチャットなどの電子通信、地理位置情報データ、生体認証データなど)を維持もしくは収集、または③100 万人以上の個人の識別可能なデータの維持および収集するビジネス目的を持つ米国の事業によって維持もしくは収集される、識別可能なデータを意味します¹⁰。

3. 届出の種類

届出の方法としては、申告(declaration)と通知(notice)の2種類の方法があります。

(1) 申告(declaration)

申告とは、簡易的なプロセスであり、審査にかかる時間が短い可能性が高い(審査期間は CFIUS が申告を受領してから 30 日以内)プロセスです¹¹。このプロセスは大部分が義務ではなく自主的なものですが、場合によっては、申告の提出義務の対象となる取引もあり、以下が挙げられます¹²。

- (i) 単一の外国(除外国を除く)の国家政府または地方政府が相当の持分(substantial interest)を有する外国人による、TID 米国事業における相当の持分の取得をもたらす対象取引。
- (ii) 重要な技術の輸出、再輸出、譲渡(国内)、または再譲渡には米国規制当局の許可が必要となる、TID 米国事業に関わる対象取引。

義務的届出の対象となる取引にもかかわらず申告が行われなかった場合、取引当事者は 25 万米ドル、または取引額のいずれか大きい方を超えない民事罰金を科される可能性があります¹³。

提出された申告を審査した後、CFIUS は以下の行動を取ることができます¹⁴。

⁴ 連邦規則集 800.208 条

⁵ 非関連の TID 米国事業とは、外国人に関して、その外国人が直接 50%以上の発行済み議決権を所有していない、または取締役会もしくは同等の統治機関の半数以上の構成員を指名する権利を持っていない TID 米国事業を指します(連邦規則集 800.250 条)。

⁶ 連邦規則集 800.211 条

⁷ 連邦規則集 800.248 条

⁸ 連邦規則集 800.215 条

⁹ 連邦規則集 800.214 条

¹⁰ 連邦規則集 800.241 条

¹¹ 連邦規則集 800.405 条

¹² 連邦規則集 800.401 条

¹³ 連邦規則集 800.901(b)条

¹⁴ 連邦規則集 800.407 条

- (i) 当事者に書面による通知(次項の notice)を提出するよう要求する。
- (ii) CFIUS が提出された申告に基づいて取引に関する審査の結論を出すことができないこと、および両当事者が書面による通知を提出することができることを当事者に通達する。
- (iii) 一方的に CFIUS により機関通知(agency notice)が提出され、通知に基づく正式な審査を開始する¹⁵。
- (iv) CFIUS が 721 条に基づくすべての審査を完了したことを当事者に通達する。

申告提出後の CFIUS による承認は上記の(iv) のみとなり、(i)または(iii)の場合は通知が必要となるか、通知に基づく手続きが開始されることになり、(ii)の場合は実質的には承認でも却下でもないため、取引内容を当事者により再検討した上で以下の通知を提出することが望ましい場合が考えられます。

(2) 通知(notice)

取引の当事者は、自主的に CFIUS に通知を提出できます¹⁶。なお、事前に通知を提出していない取引が、後日 CFIUS から国家安全保障上の懸念を伴う対象取引に該当する可能性があるとして判断された場合、CFIUS は当事者に情報の提供を要求することができ、CFIUS が対象取引であると判断した場合、当事者は正式な書面による通知を提出しなければなりません¹⁷。

CFIUS は、通知を受理した日から審査を行い、審査期間は 45 日とされています¹⁸。CFIUS は、取引が未解決の国家安全保障上の懸念を引き起こしていないと判断した場合、取引に関するすべての審査を終わらせます。

なお、CFIUS が上記の審査期間内¹⁹にその取引が米国の国家安全保障上の懸念があり、その懸念が軽減されていないと判断した場合²⁰に、追加でさらに最大 45 日間の調査(investigation)を行うことができます²¹。

調査の完了または停止後、CFIUS は以下の場合には大統領に報告書を送り、大統領の判断を求める必要があり²²、大統領は調査完了後 15 日以内に判断を発表する必要があります²³：

- (i) CFIUS から大統領に対し、取引の一時停止または禁止を勧告する。
- (ii) CFIUS の調査の結果、大統領に取引を一時停止または禁止するよう勧告するかどうかについての決定に達することができない。
- (iii) CFIUS から大統領に対し、取引に関して大統領の判断を求める。

4. CFIUS の 2022 年度報告書

CFIUS は法律により、対象取引のすべての審査と調査に関する年次報告書を議会に提出することが義務付けられています²⁴。年次報告書は CFIUS のウェブサイトでも公開されています²⁵。

(1) 申告件数および通知件数の概要²⁶

¹⁵ 連邦規則集 800.501(c)条

¹⁶ 連邦規則集 800.501(a)条

¹⁷ 連邦規則集 800.501(b)条

¹⁸ 連邦規則集 800.503(b)条

¹⁹ 連邦規則集 800.507(a)条

²⁰ 連邦規則集 800.505 条

²¹ 連邦規則集 800.508(a)条

²² 連邦規則集 800.508(b)条

²³ 1950 年国防生産法 Section 721(d)条

²⁴ 1950 年国防生産法 Section 721(m)条

²⁵ CFIUS の 2022 年度議会年次報告書: https://home.treasury.gov/system/files/206/CFIUS%20-%20Annual%20Report%20to%20Congress%20CY%202022_0.pdf

²⁶ 2008 年から 2022 年、対象取引、撤回および大統領による判断:

<https://home.treasury.gov/system/files/206/Covered%20Transactions%20Withdrawals%20and%20Presidential%20Decisions%202008-2022.pdf>

(a) 2020年から2022年における対象取引の申告(declaration)に関する件数等

| 年度 | 申告件数合計 | 審査完了 | 審査完了不可 | 通知要求 | 却下 | 申告撤回 |
|------|--------|------|--------|------|----|------|
| 2020 | 126 | 81 | 16 | 28 | 0 | 1 |
| 2021 | 164 | 120 | 12 | 30 | 4 | 0 |
| 2022 | 154 | 90 | 14 | 50 | 0 | 0 |

(b) 2020年から2022年における対象取引の通知(notice)に関する件数等

| 年度 | 通知件数合計 | 調査 | 大統領判断 | 軽減処置の 条件付き承認 | 却下 | 通知撤回 |
|------|--------|-----|-------|-----------------|----|------|
| 2020 | 187 | 88 | 1 | 16 | 1 | 29 |
| 2021 | 272 | 130 | 0 | 26 | 0 | 74 |
| 2022 | 286 | 162 | 0 | 41 | 1 | 88 |

上記の件数等から、次のことがわかります。

- (i) まず申告については、申告件数が2020年から2021年にかけて増加し、2021年から2022年にかけてわずかに減少しましたが、この3年度全体を見れば増加傾向にあります。申告に対して通知が要求される可能性に関しては、2020年に提出された申告では約22%が通知提出要求となったのに対し、2021年は18%、2022年は約32%となり、CFIUSによる通知要求率は大幅に上がっています。
- (ii) 次に通知については、2020年から2022年にかけて通知数と調査件数は共に増加しましたが、CFIUSが実施した通知件数に対する調査件数の、調査件数率も上昇しました。通知数に対して調査が要求される可能性に関しては、2020年が47%、2021年が48%、2022年が57%と、調査率が大幅に上がっています。
- (iii) また通知の関係では、2020年から2022年にかけて通知を承認する条件としてCFIUSよりリスク軽減処置を要請された件数も大きく上昇しています。通知数に対してリスク軽減処置が要求される可能性に関しては、2020年が8%、2021年が10%、2022年が14%と、上昇傾向が続いています。

上記の分析から読み取れるように、年々CFIUSの対応が厳格になっていることがわかります。

(2) 各国ごとの申告・通知件数等

(a) 2020年から2022年における申告数上位3カ国

| 国 | 申告数合計(2020年~2022年) |
|-----|--------------------|
| カナダ | 64 |
| 日本 | 47 |
| ドイツ | 34 |

(b) 2020年から2022年における各国の業種別の通知数上位3カ国

| 国 | 製造業 | 金融、情報、 サービス業 | 鉱業、公共事業、 建設業 | 卸売業、 小売業、 運送業 | 提出された通知総数 (2020年~2022年) |
|--------|-----|-----------------|-----------------|---------------------|----------------------------|
| 中国 | 28 | 59 | 3 | 7 | 97 |
| 日本 | 27 | 20 | 8 | 5 | 60 |
| シンガポール | 6 | 46 | 3 | 5 | 60 |

(c) 2022年における各国の米国重要技術の海外買収者の届出件数上位3カ国

| 国 | 2022年度の届出数 |
|------|------------|
| 日本 | 16 |
| フランス | 14 |

| | |
|-----|----|
| カナダ | 13 |
| 英国 | 13 |

※この表は、合計届出件数(撤回および再申請された取引を含む)を反映しており、個別の取引数を表すものではありません。

上記の件数等から、次のことがわかります。

- (i) 日本は、2020 年から 2022 年までの申告と通知の両方の提出数において第 2 位となっています。
- (ii) 中国・シンガポールの通知業種の大部分が金融、情報およびサービス業であるのに対して、日本の通知の大部分は製造業に関するものとなっています。
- (iii) 2022 年の重要技術対象取引の届出数において日本は 1 位でした。

上記のデータはあくまで過去の取引のものであり、必ずしも将来の動向を示すものではありませんが、米国企業の買収件数や申告・届出件数の面では日本が今後も主要な関連国となり続ける可能性が十分に高いものと思われまます。

5. 2023 年度第 2 回年次 CFIUS カンファレンス

2023 年 9 月 14 日、CFIUS は 2023 年度の第 2 回年次カンファレンスを開催し、政府全体の代表者が CFIUS の最近の活動に関連するトピックについて意見交換を行いました。同カンファレンスでは、投資安全保障担当の財務次官補であるポール・ローゼン氏が CFIUS のコンプライアンスと取締りの優先事項について最新情報を共有しました²⁷。同カンファレンスでされた主な発言は次のとおりです。

- (1) CFIUS は取締活動を強化しており、CFIUS の職員を訓練する取り組みを強化したり、取締りのベストプラクティスに重点を置いたりするよう手順を改善するなどの対応をとっています。2022 年に CFIUS は初の CFIUS 取締りおよび罰則ガイドラインを公表しました。2023 年以前に CFIUS が科した民事罰金は合計 2 件のみでしたが、2023 年ではすでに 9 月時点において 2 件の民事罰金を科しており、さらにいくつかの罰金が科される見込みであるため、2023 年だけで、CFIUS の過去全期間よりも多くの民事罰金を科する予定になっています。このような取締措置について、CFIUS としては、当事者に責任を負わせるとともに、将来の違反を抑止して国家安全保障に対する当面または長期的なリスクを減少させることに役立っていると考えているようです。
- (2) 届出の大部分が任意であることから、CFIUS としては届出未対応の安全保障が懸念される取引の検出に焦点を当てており、通知されていない取引を検出して調査するための人員を追加しています。
- (3) CFIUS に関する法律改正が行われることが予想されており、財務省は意見公募を実施する予定です。現時点では具体的な改正案は公表されていませんが、改正案には以下の措置が含まれる可能性が高いと考えられます。
 - (a) CFIUS の事件処理および審査機能の効率性と有効性の向上のための処置の導入。
 - (b) CFIUS の罰則および取締権限の改定。
 - (c) 非通知領域における CFIUS がとりうる手段の強化。
 - (d) CFIUS の手段と手続きを最新の状況に適合させる。

The takeaway

CFIUS の 2022 年度報告書と CFIUS の 2023 年度の第 2 回年次カンファレンスの通り、CFIUS は取締りを強化しており、申告を提出した事案に対してもっと多くの通知を要求し、提出された通知についてもさらに多くの調査を行うだけでなく、通知されていない取引についても積極的に調査を行っています。したがって、CFIUS の最近の動向に基づく今後の重要なポイントは以下の通りです。

- (1) 今後は、より多くの調査と取締りが予想されます。特に潜在的な国家安全保障上の懸念を引き起こす可能性がある非通知取引が CFIUS により重点的に対応される可能性があります。
- (2) CFIUS が申告では承認せず、通知の提出を要求する事案が増加していることから、取引の完了には時間がよりかかる可能性が高くなると考えられます。

²⁷ <https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy1732>

- (3) CFIUS に関する法律の改正案が近日中に発表される見込みであり、この点に今後注目していく必要があります。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人

第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話：03-6212-8001

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 90 カ国に約 3,500 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応じていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業のみなさまに提供します。

パートナー

弁護士

茂木 諭

satoshi.mogi@pwc.com

イングランドおよびウェールズ弁護士

(※日本では未登録)

フェルナンデス ラファエル友徳

rafaelltomonori.fernandez@pwc.com

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めていただく必要があります。また、本書における意見にわたる部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2023 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.